

専任技術者の確認資料(参考)

新	<p>1 現在の常勤性を証明するものとして次のいずれか</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 健康保険被保険者証の写(事業所名が記載されているものに限る。) イ 雇用保険被保険者通知書の写(雇用初年度に限る－原本提示) ウ 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写(原本提示) エ 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び報酬決定通知書の写(原本提示) オ 住民税特別徴収義務者指定及び税額通知の写(原本提示) カ 確定申告 <ul style="list-style-type: none"> 法人においては表紙と役員報酬明細の写(原本提示) 個人においてはその写(原本提示) キ 後期高齢者(75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者)の在籍確認は別途確認書類有(別添通知参照)
規	<p>2 法第7条又は15条の第2号イ、ロ又はハの要件を証明するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 技術者の要件が国家資格の場合は、その合格証、免許証を提示 イ 技術者の要件が大臣特認の場合は、その認定証を提示 ウ 技術者の要件が実務経験の場合は <ul style="list-style-type: none"> ① 実務経験の内容を確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負契約書、工事請負書、注文書、請求書等の写(原本提示) ② 実務経験証明期間の常勤(又は営業)を確認できるものとして次のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険被保険者証の写(事業所名と資格取得年月日の記載されているもので、引き続き在職している場合に限る。) ・厚生年金加入期間証明書 ・特別徴収税額通知の写(期間分－原本提示) ・確定申告書 <ul style="list-style-type: none"> 法人では役員に限る －表紙と役員報酬明細の写(期間分－原本提示) 個人においてはその写(期間分－原本提示) エ 指導監督的実務経験の場合は、契約書の写
更 新	<p>常勤性を証明するものとして上記1のア、ウ～キのうちいずれか</p>

◎記載内容の審査を行うにあたっては、申請書類以外にも内容確認のために必要となる書類の提出、又は提示を求めることがあります。